

## 大阪大学産業科学研究所ハラスメント防止・対策委員会規程

### (委員会の設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所のハラスメントの防止等について審議するため、及び大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第9条の規定に基づき、ハラスメント防止・対策委員会（以下、委員会という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント防止のための啓発活動の企画・実施に関すること
- (2) 教職員及び学生に対するハラスメントに関する研修の実施に関すること
- (3) ハラスメント行為の事実関係の調査に関すること
- (4) 被害救済に関すること
- (5) 加害者に対する処分の必要の有無判定に関すること
- (6) ハラスメント再発防止に関すること

### (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 人権問題委員会委員
- (3) ハラスメント相談室全学相談員
- (4) 総務課長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (調査委員会)

第5条 第2条第3号及び第4号に係る事務を行うため、委員会に調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成20年5月29日から施行する。
- 2 大阪大学産業科学研究所セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。